

「学校いじめ防止基本方針」

大任町立大任小学校

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

学校・家庭・関係機関・地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「福岡県いじめ防止基本方針」をもとに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校のいじめの問題に対する考え方

いじめは、いじめを受けた児童の基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。また、いじめは、いつでも、どの児童にも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るものである。

こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、大任小学校として共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に、本校では、いじめの未然防止と早期発見に特に重点的に取り組んでいくとともに、いじめが発生してしまった場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携を図り、組織的にいじめ根絶に向けて全力で取り組む。

(2) 校内組織（校内いじめ問題対策委員会等）の整備

ア 構成員

組織の名称		いじめ・不登校対策委員会		
組織の構成員	教職員	職 名 等	分 掌 等	名 前
		校 長	—	
		教 頭	—	
		主幹教諭	—	
		教 諭	児童支援加配	
		教 諭	生徒指導担当	
		教 諭	高学年代表	
		教 諭	中学年代表	
		教 諭	低学年代表	
		養護教諭	—	
	外部専門家等	スクールカウンセラー	—	
		スクールソーシャルワーカー		
		生徒指導支援員		
		学 校 医	—	

イ 校内組織の役割

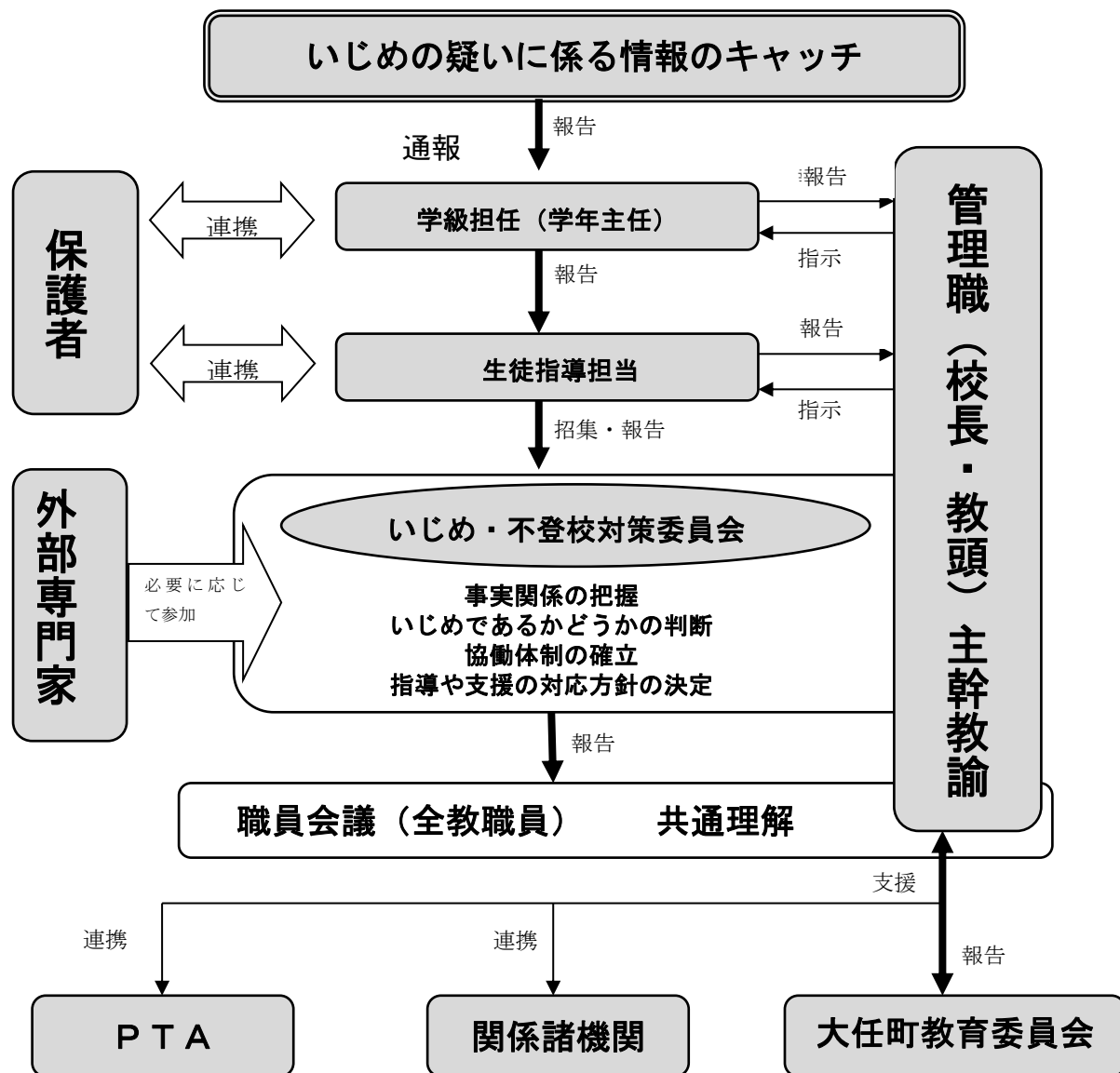
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定
- ・ いじめの未然防止の取組の推進
- ・ いじめの対応についての協議
- ・ 教職員の資質向上のための校内研修の企画・運営
- ・ 年間計画の作成と実施
- ・ 年間計画の進捗状況の評価
- ・ 各取組の有効性の検証
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(3) 関係機関との連携

平素より学校と田川警察署、田川児童相談所、学校警察連絡協議会、医療機関など（以下、関係機関）が連絡会議などにおいて情報交換や情報の共有、相談を行い、いじめの未然防止・早期発見に努める。

また、学校でいじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合には、教育委員会の指導のもと、関係機関との連携を図り、問題の解決にあたる。

(4) 報告体制



(5) いじめの問題に関する教員研修

- ・ 学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る職員研修を実施する。（年度当初）
- ・ 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した職員研修を実施する。
- ・ 児童の発達課題や成長に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- ・ 児童一人一人が認め合い、高めあえるような学習指導に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- ・ 人権・同和教育研修「気になる子の交流」を学期1回開催し、教職員の共通理解を図る。
- ・ 校外で開催されるいじめ防止に関する研修会への積極的参加に努めるとともに、研修を受けた教職員は、他の教職員への還元・情報提供に努める。

(6) いじめの問題への対応

ア いじめの未然防止の取組

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取組とし、日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を育成することを大切にする。

○ 教職員による指導について

- ・ 校内研修や情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底
- ・ いじめを許さない体制の確立と児童への周知
- ・ いじめのサインの共通理解
- ・ 日常的な「分かる授業」の実践
- ・ 教員による自身の指導の振り返り
- ・ 学級経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり
- ・ 道徳の時間を中心とする全教育活動における指導
- ・ 社会体験や体験活動の推進と充実
- ・ 相互の授業公開や参観等、多くの目で学級を見る機会の設定
- ・ 異学年児童との交流の推進

○ 児童に培う力

- ・ 自尊感情と自己有用感
- ・ 規律を守った学校生活と学習活動
- ・ 他者との違いを正しく認識できる力
- ・ 他者のよいところを理解し、認めあえる力
- ・ 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな心
- ・ 失敗しても何度も粘り強く取り組む力
- ・ 他者とのコミュニケーションを図る力
- ・ 規範意識、正しいことが分かる善悪の判断力

☆ いじめに向かわない態度・能力の育成

発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるように実践的な取組を行う。

以下のような実例（裁判例）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組も行う。

- いじめは重大な人権侵害に当たり、当事者、加害者及び周囲の児童に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- いじめが刑事罰の対象となり得ること
- 不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること

○ 児童の主体的な取組

- ・ 児童会を中心として、「友だち月間」「あいさつ運動」などに取り組み、他者のよいところを認め合ったり、コミュニケーションを図ったりする活動を推進する。
- ・ 高学年を中心に縦割り活動の時間や登下校時に行う異学年での交流を日常の学校生活へ拡充させる。

○ 家庭や地域との連携

- ・ PTA 総会や学級懇談会、学校だより等で学校いじめ防止基本方針の周知を行う。
- ・ 適時学級懇談会や地区懇談会などで話し合いを行う。
- ・ 交通安全ボランティアの方や関係機関との連絡や報告を励行する。

イ いじめの早期発見の取組

- 「いじめ・人間関係トラブル早期発見チェックポイント（いじめの早期発見・早期対応の手引き 平成19年3月 福岡県教育委員会）」を活用した早期発見の取り組みを実施する。
- 「学校生活アンケート（記名）」を月1回実施する。
- 「学校生活アンケート」に基づく個人面談を気になる記載や児童についてはその都度実施する。
- 相談ポストの設置と活用を行う。
- 「家庭用チェックリスト（いじめの早期発見・早期対応の手引き 平成19年3月 福岡県教育委員会）」を活用したり、リーフレットの配付や学校通信の発行を通して、家庭と連携した早期発見の取組を推進する。

令和7年度 大任小学校「いじめ問題」に対する年間計画（予定）

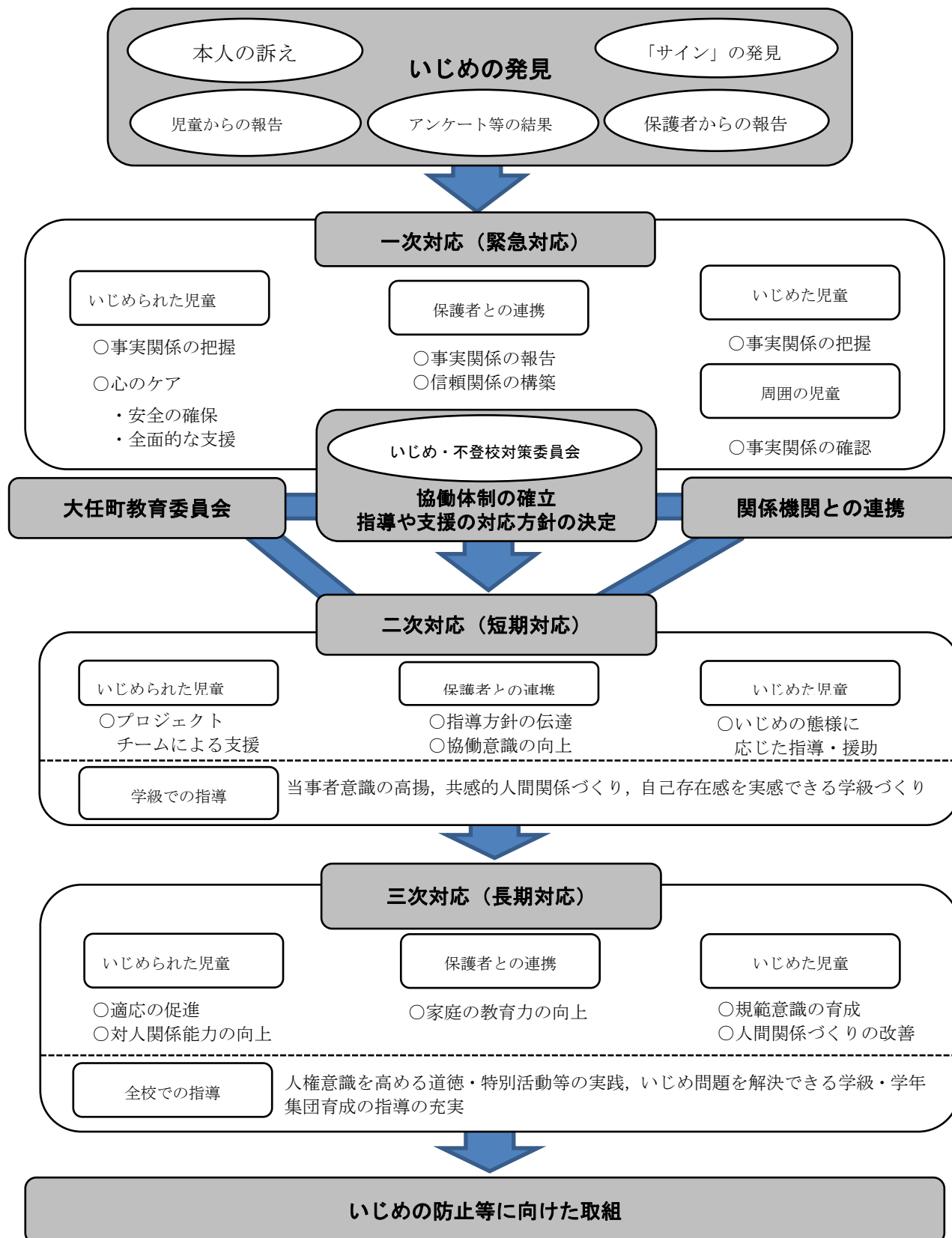
月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (※月1回以上)	いじめに対応する教育活動 の推進 (●年間)	評価・分析 の取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の周知 ◇全学年「学校生活アンケート」実施 ●相談ポスト	※いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）の開催 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修 ・気になる子の交流会（第4金）	・学校いじめ防止基本方針の公表・周知 ●いじめを生まない教育活動の推進	
5月	◇全学年「学校生活アンケート」実施 ・アンケートをもとにした個人面談	※いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）の開催 ・児童生徒理解のための職員会議 ・気になる子の交流会（第4金）	「保護者用いじめチェックリスト」の配布・回収	
6月	◇全学年「学校生活アンケート」実施 ・アンケートをもとにした個人面談	※いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）の開催 ・気になる子の交流会（第4金）		
7月	◇全学年「学校生活アンケート」実施・アンケートをもとにした個人面談 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間（夏休み前）」	※いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）の開催 ・気になる子の交流会（第4金）	・学期末懇談会	
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点に立つ児童生徒理解の研修会	・長期休業明け前の気になる児童生徒への連絡等	・1学期の取組を評価・分析
9月	◇全学年「学校生活アンケート」実施 ・アンケートをもとにした個人面談	※いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）の開催 ・気になる子の交流会（第4金）		
10月	◇全学年「学校生活アンケート」実施 ・アンケートをもとにした個人面談	※いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）の開催 ・気になる子の交流会（第4金）	「保護者用いじめチェックリスト」の配付・回収	
11月	◇全学年「学校生活アンケート」実施 ・アンケートをもとにした個人面談	※いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）の開催 ・気になる子の交流会（第4金）		
12月	◇全学年「学校生活アンケート」実施 ・アンケートをもとにした個人面談 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間（冬休み前）」	※いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）の開催 ・気になる子の交流会（第4金）	・学期末懇談会	・2学期の取組を評価・分析
1月	◇全学年「学校生活アンケート」実施 ・アンケートをもとにした個人面談	※いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）の開催 ・気になる子の交流会（第4金）	「保護者用いじめチェックリスト」の配付・回収	
2月	◇全学年「学校生活アンケート」実施 ・アンケートをもとにした個人面談	※いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）の開催 ・気になる子の交流会（第4金）	・学校評価・教員評価の実施	・年間の取組を評価・分析
3月	◇全学年「学校生活アンケート」実施 ・アンケートをもとにした個人面談 ◆児童生徒の悩みや不安の解消に向けた「教育相談週間（進級・進学前）」	※いじめ・不登校対策委員会（生徒指導委員会）の開催 ・気になる子の交流会（第4金）		

ウ いじめの早期対応の取組

【いじめに対する基本姿勢】

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

・ いじめの問題への対応の手順 [1次・2次・3次対応による支援と指導]



○ いじめが生まれる背景と指導上の注意

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【発達障がいを含む、障がいのある児童がかかわるいじめについて】

教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

【海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの

外国につながる児童にかかわるいじめについて】

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

【性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめについて】

いじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

【東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

(以下「被災児童生徒」という。)のいじめについて】

被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

○ いじめの解消 について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【1】いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

【2】被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

The diagram illustrates the organizational structure and information flow of the Tada Town Education Committee. The components and their interactions are as follows:

- Major Incident (重大事態):** Indicated by a starburst shape on the left, it triggers the process.
- Information Flow (Numbered Arrows):**
 - From Tada Elementary School to Tada Town Education Committee.
 - From Tada Town Education Committee to Tada Town Council.
 - From Tada Town Education Committee to Tada Town Mayor.
 - From Tada Town Mayor to Tada Town Council.
 - From Tada Town Council to Tada Education Office.
 - From Tada Town Council to Tada Town Mayor.
 - From Tada Education Office to Tada Town Council.
- Organizational Structure:**
 - Tada Elementary School (大任小学校):** The starting point of the information flow.
 - Tada Town Education Committee (大任町教育委員会):** The central body that receives information from the school and reports to the town council and mayor.
 - Tada Town Council (議会):** The legislative body that receives reports from the committee and mayor, and provides guidance to the committee.
 - Tada Town Mayor (大任町長):** The executive head of the town who receives reports from the committee and council, and provides guidance to the committee.
 - Tada Education Office (筑豊教育事務所):** The administrative body that receives information from the town council and provides support to the town council.
 - Prefectural Education Commission (県教育委員会):** The highest educational authority in the prefecture, which receives information from the town council and provides guidance to the town council.

- ## (7) ネット上のいじめへの対応

- ## （８）児童理解と教育相談体制の整備

- 児童との会話や観察、「学校生活アンケート」を通して、日頃からの情報収集を重視する。
- とらえた問題場面や問題行動等に即時に対応するとともに、報告や連絡の徹底を図る。
- 学期末の「教育相談月間」を活用して、情報収集といじめ問題の未然防止、早期発見に努める。
- スクールカウンセラー等への相談を励行する。

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- 「学校いじめ防止基本方針（抜粋）」を4月に保護者へ配付して、周知を図る。
- 年度当初のPTA総会、学級懇談会にて、「学校いじめ防止基本方針（概略）」を説明する。
- 学校参観日だけでなく学校行事や学年行事、集会活動など、保護者や地域の方が来校する機会を増やす。保護者や地域の方に学校の教育活動を参観していただいたり、教師と保護者との懇談の機会にしたりする。
- 随時、学校通信や学級通信等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。

(10) 取組状況の評価

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組の評価を毎学期末に、保護者による学校評価アンケートを年度末に実施し、校務運営委員会や生徒指導委員会でいじめに関する取組状況の評価を行う。

(11) 適切な学校評価・教員評価

- 評価にあたって、児童に対しては自分の学校生活を振り返って、安心して落ち着いた学校生活を送ることができているかどうかアンケート調査を行う。
- 保護者に対しては、学校参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなどして定期的な評価を位置づけるとともに、こまめな情報収集に努める。
- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童との向き合い方について自己評価を行うことによって、課題の改善に努める。
- 学校評価の活動を通して得た情報のうち、緊急性のある事案については即時に対応し、改善に努める。
- 行った学校評価は大任町教育委員会に報告するとともに、学校通信などを活用して保護者にも報告するよう努める。